

議案第 34 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 5 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 改正)

第 1 条 職員 の 給与 に関する 条例 (昭和 28 年 10 月 目黒区 条例 第 14 号) の 一部 を 次 の よう に 改正 する。

第 1 条 第 2 項 を 次 の よう に 改め る。

2 次 に 掲げ る 職員 の 給与 に関する 事項 は、 別 に 条例 で 定め る。

(1) 教育公務員特例法 (昭和 24 年 法律 第 1 号) 第 2 条 第 1 項 に 定め る 教育公務員 (区立幼稚園 (区立こども園 を 含む。 以下 同様。)) の 園長、 副園長、 教諭 及び 養護 教諭 に 限る。)

(2) 地方公務員法 (昭和 25 年 法律 第 261 号) 第 22 条 の 2 第 1 項 に 規定 する 会計 年度 任用 職員 (教育公務員特例法 第 2 条 第 1 項 に 定め る 教育公務員 の うち、 区立幼稚園、 小学校 及び 中学校 の 講師 を 含む。)

第 6 条 第 8 項 中 「 (昭和 25 年 法律 第 261 号) 」 を 削る。

第 21 条 に 次 の 1 項 を 加え る。

3 第 6 条 第 2 項 から 第 6 項 まで の 規定 は、 臨時的 に 任用 され る 職員 に は、 適用 し ない。

第 22 条 の 見出し 中 「臨時職員」 を 「育児休業 に 伴う 臨時的 任用 職員」 に 改め、 同条 第 1 項 中 「臨時的 に 任用 され る 職員」 を 「育児休業 法 第 6 条 第 1 項 の 規定 に より 臨時的 に 任用 され る 職員 (常時 勤務 を 要す る もの を 除く。)」

に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。

第6条第1項中「及び第3項」を「（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月目黒区条例第 号）第22条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、同条例第23条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第25条第1項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、同条例第26条に規定する休日勤務手当に相当する報酬、同条例第27条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬及び同条例第29条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。））」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第25号）

の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「」の職員」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加え、同条第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月目黒区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

（目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正）

第5条 次に掲げる条例の規定中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

- (1) 目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第27号）第1条
- (2) 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月目黒区条例第4号）第1条
- (3) 目黒区監査委員の給与等に関する条例（平成13年3月目黒区条例第28号）第1条

（目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年12月目黒区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改め、「目黒区非常勤職員（）」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

額の種類別 職員の種別	日額	月額	時間額
特に高度な知識経験又は資格を要する業務に従事する者	50,000円	574,000円	4,800円

（職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正）

第7条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月目黒区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例」に改め、「第13条」及び「第14条第1項」の次に「又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」を加え、同条第3号中「又は幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第15条第3項又は勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第4号の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、適用しない。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(昭和63年6月目黒区条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月目黒区条例第11号)

の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「非常勤職員」を「次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第15条第1項中「勤務時間」の次に「(前条第2号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第17条第1項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」に、「若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項」を「、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則」に改める。

第16条中「及び幼稚園教育職員の給与に関する条例」を「、幼稚園教育職員の給与に関する条例」に改め、「第19条第1項」の次に「並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月目黒区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)第9条第1項及び第24条第1項から第3項まで」を加え、「及び幼稚園教育職員給与条例第22条」を「、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条」に改め、「給与額」の次に「(同条にあつては、報酬額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年3月目黒区条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び教員」を「、副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 5 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。)の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

第15条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。) 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- 第18条の見出し中「臨時職員」を「育児休業に伴う臨時的任用職員等」

に改め、同条中「臨時的に任用される職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用される職員（常時勤務を要するものを除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第32条の2の次に次の1条を加える。

（昇給についての適用除外）

第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第12条 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月目黒区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇
- (2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児

参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

(目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月目黒区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第11条第5項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行されることに伴い、関係条例の規定の整備を行うため、条例制定の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第1条による改正案	現行条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (省略)</p>
<p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>(1) <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園（区立こども園を含む。以下同じ。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</u></p>	<p>2 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（区立幼稚園（区立こども園を含む。）の園長及び教員に限る。）の給与に関する事項は、別に条例で定める。</u></p>
<p>(2) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（教育公務員特例法第2条第1項に定める教育公務員のうち、区立幼稚園、小学校及び中学校の講師を含む。）</u></p>	<p>8 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第2</u></p>
<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 (現行に同じ。)</p> <p>2～7 (現行に同じ。)</p>	<p>(初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2～7 (省略)</p>
<p>8 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄</u></p>	<p>8 <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第2</u></p> <p>8 <u>条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用</u></p>

<p>に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>9 (現行に同じ。)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第21条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 <u>第6条第2項から第6項までの規定は、<u>臨時的に任用される職員には、適用しない。</u></u></p> <p>(育児休業に伴う<u>臨時的任用職員の給与</u>)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第6条第1項の規定により<u>臨時的に任用される職員</u>(<u>常時勤務を要するものを除く。</u>)の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</u></p> <p>2 (現行に同じ。)</p>	<p>される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>9 (省略)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(<u>臨時職員の給与</u>)</p> <p>第22条 <u>臨時的に任用される職員</u>の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

2 職員の分限に関する条例の一部改正 (第2条関係) 新旧対照表

(_____ は、改正点)

第2条による改正案	現行条例
<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (現行に同じ。)</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 (省略)</p>

<p>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 (現行に同じ。)</p> <p>第6条 第4条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項に規定する休職期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p>	<p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第6条 第4条第1項及び第3項に規定する休職期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

3 職員の懲戒に関する条例の一部改正(第3条関係)新旧対照表

(_____ は、改正点)

第3条による改正案	現行条例
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月目黒区条例第 号)第22条第1項に規</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

<p>定する地域手当に相当する報酬、同条例第23条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第25条第1項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、同条例第26条に規定する休日勤務手当に相当する報酬、同条例第27条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬及び同条例第29条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。)の5分の1以下を減ずるものとする。</p>	
--	--

4 職員の退職手当に関する条例の一部改正（第4条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第4条による改正案	現行条例
<p>(勤務期間の計算)</p> <p>第11条 (現行に同じ。)</p> <p>2～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、東京都の職員（東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月東京都条例第19号）の適用を受ける職員を含む。）、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）からの職員（規則で定める者を除く。）（以下「都職員等」という。）から引</p>	<p>(勤務期間の計算)</p> <p>第11条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、東京都の職員（東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月東京都条例第19号）の適用を受ける職員を含む。）、他の特別区の職員、特別区の一部事務組合の職員、国家公務員、その他の地方公務員及びこれらに準ずる者として規則で定める法人（以下「規則法人」という。）からの職員（以下「都職員等」という。）から引き続きいて職員となつた者（そ</p>

き続いて職員となった者（その他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めらるる者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続きいた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続きいて職員となった者の先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から都職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月日黒区条例第 号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第3項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

の他の地方公務員及び規則法人の職員については、任命権者の求めにより職員となった者のうち区長が特に必要と認めらるる者に限る。以下この項において同じ。）の都職員等としての引き続きいた在職期間並びに職員が都職員等となり、引き続きいて職員となった者の先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から都職員等としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の都職員等としての引き続きいた在職期間の計算については前各項の規定を準用する。

<p>7 (現行に同じ。)</p> <p>8 (現行に同じ。)</p> <p>9 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第6項までの規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>	<p>6 (省略)</p> <p>7 (省略)</p> <p>8 第13条の規定による退職手当を計算する場合における勤続期間の計算について、第1項から第5項までの規定により計算した在职期間に1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p>
--	--

5 目黒区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第5条第1号関係) 新旧対照表 (_____ は、改正点)

第5条による改正案	現行条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、同法第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の付属機関の構成員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることとす。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、同法第138条の4第3項の規定により設置した執行機関の付属機関の構成員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることとす。</p>

6 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第5条第2号関係) 新旧対照表 (_____ は、改正点)

第5条による改正案	現行条例
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>

<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>第5項の規定に基づき、目黒区における次に掲げる委員会の委員及び補充員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2)（現行に同じ。）</p>	<p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>第4項の規定に基づき、目黒区における次に掲げる委員会の委員及び補充員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2)（省略）</p>
---	---

7 目黒区監査委員の給与等に関する条例の一部改正（第5条第3号関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第5条による改正案	現行条例例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>第5項及び<u>第204条第3項</u>の規定に基づき、目黒区監査委員（以下「監査委員」という。）の給料、旅費及びその他の給与並びに報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u>第4項及び<u>第204条第3項</u>の規定に基づき、目黒区監査委員（以下「監査委員」という。）の給料、旅費及びその他の給与並びに報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

8 目黒区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第6条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第6条による改正案	現行条例例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2</u></p>

2第5項の規定に基づき、目黒区非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償に関する、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

別表（第2条関係）

額の種別 職員の種別	日額	月額	時間額
特に高度な知識経験又は資格を要する業務に従事する者	50,000円	574,000円	4,800円

2第4項の規定に基づき、目黒区非常勤職員（以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償に関する、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

別表（第2条関係）

額の種別 職員の種別	日額	月額	時間額
特に高度な知識経験又は資格を要する業務に従事する者	29,000円	574,000円	4,800円
その他の業務に従事する者	19,000円	383,000円	3,200円

9 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正（第7条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第 7 条 による 改正 案	現 行 条 例
<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第 2 条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月目黒区条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条の 5 第 1 項又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年 3 月目黒区条例第 37 号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定により指定された超勤代休時間、勤務時間条例第 10 条及び第 11 条、<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第 12 条及び第 13 条又は勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則</u>の規定による休日並びに勤務時間条例第 12 条第 1 項、<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第 14 条第 1 項又は勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則</u>の規定により指定された代休日、その時間及び日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3) <u>勤務時間条例第 13 条第 3 項、幼稚園教育職員勤務時間条例第 15 条第 3 項又は勤務時間条例第 18 条第 2 項の規定に基づく規則</u>の規定によ</p>	<p>(職員団体のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第 2 条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年 3 月目黒区条例第 4 号。以下「勤務時間条例」という。）第 9 条の 5 第 1 項又は幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年 3 月目黒区条例第 37 号。以下「幼稚園教育職員勤務時間条例」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定により指定された超勤代休時間、勤務時間条例第 10 条及び第 11 条又は<u>幼稚園教育職員勤務時間条例第 12 条及び第 13 条の規定による休日並びに勤務時間条例第 12 条第 1 項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 14 条第 1 項の規定により指定された代休日</u>で、その時間及び日に任命権者が特に勤務を命じていない場合</p> <p>(3) <u>勤務時間条例第 13 条第 3 項又は幼稚園教育職員勤務時間条例第 15 条第 3 項</u>の規定により年次有給休暇を与えられている場合</p>

<p>り年次有給休暇を与えられている場合</p> <p>(4) (現行に同じ。)</p> <p>2 前項第4号の規定は、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員には、適用しない。</p>	<p>(4) (省略)</p>
--	-----------------

10 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 (第8条関係) 新旧対照表 (_____ は、改正点)

第8条による改正案	現行条例
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>。</p> <p>(1)・(2) (現行に同じ。)</p> <p>(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条に規定する条件付採用期間中である職員 (特別区人事委員会規則 (以下「人事委員会規則」という。)) で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (現行に同じ。)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条第1項に規定する条件付採用期間中である職員 (特別区人事委員会規則 (以下「人事委員会規則」という。)) で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) (省略)</p>

11 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (第9条関係) 新旧対照表

(_____ は、改正点)

第 9 条 による 改正 案	現 行 条 例
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 1 4 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 1 5 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（前条第 2 号ア及びイのいずれにも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第 1 5 条第 1 項、幼稚園教育職員勤務時間条例第 1 7 条第</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 1 4 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 非常勤職員（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 1 5 条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第 1 5 条第 1 項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第 1</p>

1 項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項若しくは勤務時間条例第18条第2項の規定に基づく規則の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号。以下「給与条例」という。）第15条第1項、幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）

第19条第1項並びに会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月目黒区条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第9条第1項及び第24条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条、幼稚園教育職員給与条例第22条並びに会計年度任用職員給与条例第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額（同条にあつては、報酬額）を

7条第1項の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業における給与の減額)

第16条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和28年10月目黒区条例第14号。以下「給与条例」という。）第15条第1項及び幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月目黒区条例第35号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）第19条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条及び幼稚園教育職員給与条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

減額して給与を支給する。

1 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第10条関係）新旧対照表

（ _____ は、改正点）

第10条による改正案	現 行 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園(区立こども園を含む。))の園長、副園長、<u>教諭及び</u>養護教諭に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (現行に同じ。)</p> <p>2～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 <u>地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員(常時勤務を要するものに限る。))の任用期間中の年次有給休暇は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第1項に定める教育公務員(区立幼稚園(区立こども園を含む。))の園長<u>及び教員</u>に限る。)の勤務時間、休日、休暇等については、別に条例で定める。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇

(特別休暇)

第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

<p><u>暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(<u>育児休業に伴う臨時的任用職員等に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により</u> <u>臨時的に任用される職員(常時勤務を要するものを除く。)</u>の勤務時間、 休日、休暇等に関しては、<u>人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</u></p> <p>2 <u>非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休日、休暇 等に関しては、<u>第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質</u> <u>等を考慮し、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u></p>	<p>2 (省略)</p> <p>(<u>臨時職員に対する特例</u>)</p> <p>第18条 <u>臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等</u>に関しては、 <u>人事委員会の承認を得て、任命権者が定める。</u></p>
--	--

13 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正(第11条関係)新旧対照表 (_____ は、改正点)

現 行 条 例	現 行 条 例
<p>第11条による改正案</p> <p>(<u>昇給についての適用除外</u>)</p> <p>第32条の3 第7条第2項から第5項までの規定は、<u>臨時的に任用される</u> <u>職員には、適用しない。</u></p>	

14 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正(第12条関係)新旧対照表 (_____ は、改正点)

現 行 条 例	現 行 条 例
第12条による改正案	

<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</u>を承認するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</u></p> <p>(1) <u>臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>(2) <u>前号以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇</u></p> <p>2 (現行に同じ。)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>

15 目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第13条関係）新旧対照表（ _____ は、改正点）

第13条による改正案	現 行 条 例
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなればならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (現行に同じ。)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなればならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p>